

2025年2月25日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都中央区日本橋兜町5番1号
 平和不動産リート投資法人
 代表者名 執行役員 本村 彩
 (コード番号：8966)

資産運用会社名
 平和不動産アセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長執行役員 平野 正則
 問合せ先 企画財務部長 川崎 菜穂美
 TEL. 03-3669-8771

2025年5月期（第47期）の運用状況の予想の修正に関するお知らせ

平和不動産リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は2025年1月17日付「2024年11月期決算短信」で公表した2025年5月期（第47期：2024年12月1日～2025年5月31日）における運用状況の予想について、下記の通り修正を行いましたので、お知らせします。

記

1. 2025年5月期（第47期）の運用状況の予想の修正

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1口当たり 分配金
前回発表予想 (A)	8,108 百万円	3,746 百万円	3,104 百万円	3,104 百万円	3,750 円
今回修正予想 (B)	9,236 百万円	4,817 百万円	4,154 百万円	4,153 百万円	3,750 円
増減額 (B-A)	1,127 百万円	1,070 百万円	1,049 百万円	1,049 百万円	0 円
増減率	13.9%	28.6%	33.8%	33.8%	0.0%

(参考) 2025年5月期：予想期末発行済投資口数 1,194,933 口

2. 修正の理由

本投資法人は、本日付「国内資産の取得及び譲渡に関するお知らせ」に記載の通り、「HF目黒行人坂レジデンス」の取得並びに「麹町HFビル」の譲渡を行うことを決定しました。

これに伴い、2025年1月17日に公表した2025年5月期（第47期）の運用状況の予想の前提に変更が生じ、2025年5月期（第47期）の営業収益について10%以上の差異が、経常利益、当期純利益についてそれぞれ30%以上の差異が生じる見込みとなったため修正を行うものです。なお、2025年11月期（第48期）における運用状況の予想に与える影響は軽微であり、運用状況の予想に変更はありません。

【注記】

- 上記数値は、別紙「2025年5月期（第47期）の運用状況の予想の主な前提条件」記載の前提条件を元に算出した現時点における予想数値であり、実際の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり分配金は変動する可能性があります。また、上記予想数値は、分配金の額を保証するものではありません。
- 上記予想と一定以上の乖離が見込まれる場合は、予想の修正を行うことがあります。

3. 本投資法人は本日現在、127 物件の不動産及び不動産信託受益権を保有しており、加えて、別紙「2025 年 5 月期（第 47 期）の運用状況の予想の主な前提条件」に記載の通り、2025 年 5 月期（第 47 期）末までに 1 物件の不動産信託受益権の取得を行い、1 物件の不動産信託受益権を譲渡する予定です。
4. 金額は記載未満の桁数を切り捨てて記載し、増減率は小数点第 2 位を四捨五入した数値を記載しています。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス : <https://www.heiwa-re.co.jp/>

【別紙】2025年5月期（第47期）の運用状況の予想の主な前提条件

項目	前提条件								
計算期間	2025年5月期（第47期）：2024年12月1日～2025年5月31日（182日）								
運用資産	<ul style="list-style-type: none"> 本投資法人が本日現在保有している127物件の不動産及び不動産信託受益権（以下「取得済資産」といいます。）に加え、2025年5月期（第47期）末までに以下の通り1物件を取得し、1物件を譲渡する予定です。 「HF目黒行人坂レジデンス」2025年3月19日に取得することを前提としています（以下、「取得予定資産」といいます。）。 「麹町HFビル」を2025年3月19日に譲渡することを前提としています（以下「譲渡予定資産」といい、取得済資産に取得予定資産を加え、譲渡予定資産を除いた本投資法人の保有資産を「運用資産」ということがあります。）。 運用状況の予想にあたっては、2025年5月期（第47期）末まで取得予定資産の取得及び譲渡予定資産の譲渡以外の運用資産の異動（新規物件の取得、既存物件の譲渡等）がないことを前提としています。 実際には、運用資産の異動により運用資産が変動する可能性があります。 								
投資口数	<ul style="list-style-type: none"> 本日現在の発行済投資口の総口数である1,194,933口を前提としており、2025年5月期（第47期）末までに新投資口の追加発行及び自己投資口の取得・消却がないことを前提としています。 								
営業収益	<ul style="list-style-type: none"> 営業収益は、上記運用資産を前提として算出しています。 譲渡予定資産の不動産等譲渡益として、2025年5月期（第47期）に1,122百万円を計上することを見込んでいます。 営業収益については、取得済資産の過去の実績値を基準とし、現在受領している解約予告の状況及び現状の市場環境等を考慮して算出しています。 								
営業費用	<ul style="list-style-type: none"> 営業費用は、上記運用資産を前提として算出しています。 営業費用の算出の前提となる主な項目及びその金額は、以下の通りです。 <p>【2025年5月期（第47期）】</p> <table border="0"> <tr> <td> 公租公課（固定資産税・都市計画税等）</td> <td>576百万円</td> </tr> <tr> <td> 修繕費</td> <td>342百万円</td> </tr> <tr> <td> 管理委託費</td> <td>849百万円</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td>1,067百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 保有している物件に係る固定資産税及び都市計画税等については、賦課決定された税額のうち当該計算期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。なお、一般に不動産等の売買にあたり、固定資産税及び都市計画税等に相当する金額については前所有者との間で期間按分による計算を行い、売買時に精算しますが、取得時においては当該精算金相当分は取得原価に算入されるため、費用として計上されません。取得予定資産に係る固定資産税及び都市計画税等については、2025年5月期（第47期）においては費用計上されず、2026年11月期（第50期）より費用計上を開始されます。 修繕費は、各物件の修繕計画に基づき、当期に必要なと想定される金額を費用として計上しています。 予想し難い要因により緊急的に費用が発生する可能性があることから、営業費用は予想金額と大きく異なる可能性があります。 	公租公課（固定資産税・都市計画税等）	576百万円	修繕費	342百万円	管理委託費	849百万円	減価償却費	1,067百万円
公租公課（固定資産税・都市計画税等）	576百万円								
修繕費	342百万円								
管理委託費	849百万円								
減価償却費	1,067百万円								
営業外費用	<ul style="list-style-type: none"> 支払利息（投資法人債利息を含みます。）及び融資関連費用として2025年5月期（第47期）において636百万円を見込んでいます。また、投資法人債発行費償却及び投資口交付費償却として2025年5月期（第47期）において24百万円を見込んでいます。 								
有利子負債	<ul style="list-style-type: none"> 本日現在、本投資法人の有利子負債残高は114,037百万円です。 2025年5月期（第47期）に、取得予定資産の取得資金の一部として新たに5,300百万円の借入れを行うことを前提としています。 2025年5月に返済期限が到来する有利子負債については全額借換えを行うことを前提としています。 								

1口当たり分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・1口当たり分配金は、規約に定める金銭の分配の方針を前提として算出しています。 ・2025年5月期（第47期）の分配金については、予想される当期純利益4,153百万円に一時差異等調整積立金の取崩予定額238百万円（1口当たり取崩予定額200円）及び繰越利益剰余金の一部を充当した総額4,480百万円（1口当たり分配金3,750円）を分配することを前提としています。 ・運用資産の異動、テナントの異動等に伴う賃料収入の変動又は予期せぬ修繕の発生等を含む種々の要因により、1口当たり分配金は変動する可能性があります。
1口当たり利益超過分配金	<ul style="list-style-type: none"> ・利益超過の分配については、本日現在行う予定はありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、税制、会計基準、株式会社東京証券取引所の規則、一般社団法人投資信託協会の規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としています。 ・一般的な経済動向及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としています。